

# 千葉県報

号外  
令和5年4月11日

号外第47号

千葉県報

令和5年4月11日（火曜日）

## 主要目次

### 選挙管理委員会告示

- 衆議院小選挙区（千葉県第五区）選出議員補欠選挙の期日
- 衆議院小選挙区（千葉県第五区）選出議員補欠選挙における選挙会の場所及び日時
- 衆議院小選挙区（千葉県第五区）選出議員補欠選挙における選挙公報掲載文の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所
- 衆議院小選挙区（千葉県第五区）選出議員補欠選挙における各候補者届出政党の政見放送の日時を定めるくじを行う日時
- 衆議院小選挙区（千葉県第五区）選出議員補欠選挙における投票用紙の様式
- 衆議院小選挙区（千葉県第五区）選出議員補欠選挙における千葉県選挙管理委員会委員長の執務場所
- 各選挙長告示
- 衆議院小選挙区（千葉県第五区）選出議員補欠選挙における選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時
- 衆議院小選挙区（千葉県第五区）選出議員補欠選挙における選挙長の執務場所

## 選挙管理委員会告示

### 千葉県選挙管理委員会告示第二十八号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十三条の二第二項の規定により、衆議院小選挙区（千葉県第五区）選出議員補欠選挙を次のとおり行う。

令和五年四月十一日

千葉県選挙管理委員会委員長 菊地 秀樹

選挙の期日 令和五年四月二十三日

### 千葉県選挙管理委員会告示第二十九号

令和五年四月二十三日執行の衆議院小選挙区（千葉県第五区）選出議員補欠選挙における選挙会の場所及び日時は、次のとおりである。

令和五年四月十一日

千葉県選挙管理委員会委員長 菊地 秀樹

一 場所 千葉県庁本庁舎五階大会議室

二 日時 令和五年四月二十五日 午前十時

### 千葉県選挙管理委員会告示第三十号

令和五年四月二十三日執行の衆議院小選挙区（千葉県第五区）選出議員補欠選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十九条第六項の規定による選挙公報掲載文の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

令和五年四月十一日

千葉県選挙管理委員会委員長 菊地 秀樹

一 日時 令和五年四月十一日 午後五時三十分

二 場所 千葉県庁内 千葉県選挙管理委員会

### 千葉県選挙管理委員会告示第三十一号

令和五年四月二十三日執行の衆議院小選挙区（千葉県第五区）選出議員補欠選挙における各候補者届出政党の政見放送の日時を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

令和五年四月十一日

千葉県選挙管理委員会委員長 菊地 秀樹

一 日時 令和五年四月十一日 午後六時

二 場所 千葉県庁内 千葉県選挙管理委員会

### 千葉県選挙管理委員会告示第三十二号

令和五年四月二十三日執行の衆議院小選挙区（千葉県第五区）選出議員補欠選挙における投票用紙の様式は、次のとおりである。

令和五年四月十一日

千葉県選挙管理委員会委員長 菊地 秀樹

**令和五年執行  
衆議院小選挙区選出議員補欠選挙投票**

千葉県選  
挙管理委  
員会之印

○注 意

一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。  
二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

候補者氏名

- 備考
- あざぎ色地に黒刷りとする。
  - 点字投票用紙には「点字投票」と表示する。

千葉県選挙管理委員会告示第三十三号  
令和五年四月二十三日執行の衆議院小選挙区（千葉県第五区）選出議員補欠選挙にお  
ける本職の職務の場所は、次のとおりである。  
令和五年四月十一日

千葉県選挙管理委員会委員長 菊地 秀樹  
千葉県庁内 千葉県選挙管理委員会

各 選 挙 長 告 示

衆議院小選挙区選出議員補欠選挙千葉県第五区選挙長告示第一号

令和五年四月二十三日執行の衆議院小選挙区（千葉県第五区）選出議員補欠選挙にお  
ける選挙立会人について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第  
七十六条において準用する法第六十二条第二項、第四項又は第五項の規定によるくじを行  
うべき場所及び日時は、次のとおりである。  
令和五年四月十一日

衆議院小選挙区選出議員補欠選挙千葉県第五区選挙長 田谷 徹郎	
区 分	場 所
法第七十六条において準用する法第 六十二条第二項の規定によるくじ	千葉県庁内 千葉 県選挙管理委員会
法第七十六条において準用する法第 六十二条第四項の規定によるくじ	同右
日 時	
	令和五年四月二十日午 後五時三十分
	令和五年四月二十日午 後五時四十分

法第七十六条において準用する法第  
六十二条第五項の規定によるくじ

同右

事実発生の都度

衆議院小選挙区選出議員補欠選挙千葉県第五区選挙長告示第二号  
令和五年四月二十三日執行の衆議院小選挙区（千葉県第五区）選出議員補欠選挙にお  
ける本職の職務の場所は、次のとおりである。  
令和五年四月十一日

衆議院小選挙区選出議員補欠選挙千葉県第五区選挙長 田谷 徹郎  
千葉県庁内 千葉県選挙管理委員会。ただし、令和五年四月十一日については、浦安市  
役所四階会議室とする。

購読料 本号 一部 六円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

購読申込先

千葉県 〇四三(二三)二六五八